

事 務 連 絡

令和 7 年 12 月 1 日

市内各介護保険施設 施設長 各位
市内各介護保険事業所 管理者 各位

東根市健康福祉部
福祉課介護保険係

第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳の方）の要介護（要支援）認定申請における事務手続きについて

平素より当市の介護保険事業につきましては、日頃からご協力いただき深く感謝申し上げます。

第 2 号被保険者の要介護（要支援）認定申請には、加入している医療保険情報が確認できる書類等が必要です。令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証をご提示いただいても申請をお受けできませんのでご承知おきください。

今後、第 2 号被保険者における医療保険加入関係の確認方法について、下記の通りとします。個人情報の取り扱いには、十分ご注意ください。

記

1. マイナ保険証を保有している場合
下記の（1）～（3）のいずれかの方法により確認します。
 - （1）マイナポータルの「医療保険の資格情報画面（※1）」の提示
 - （2）医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ（※2）」（写し可）の提示
 - （3）医療保険者が発行する「資格確認書（※3）」（写し可）の提示
2. マイナ保険証を保有していない場合
医療保険者が発行する「資格確認書（※3）」（写し可）の提示により確認します。
3. いずれもお持ちでない場合
マイナンバーカード（写し可）の提示により、行政手続きにおける特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25(2013)年法律第 27号)第 19 条第 8 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供により、要介護(要支援)認定申請受理後に本市より確認します。介護保険被保険者証等の発行に 2 週間程度必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※1 窓口にて、スマートフォン等でマイナポータルの医療保険資格画面をご提示ください。

代理人による申請及び郵送による申請の場合、医療保険資格画面を印刷したものを添付してください(医療保険の資格情報画面は PDF 保存が可能です)。

スマートフォン等でのマイナポータルへのログイン方法及び医療保険資格画面の表示方法については、下記 URL にてご確認ください。

<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>

※2 医療保険者から、マイナ保険証を保有している者(資格確認書(※3)が交付された者以外)等に対して交付され、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載されています。

※3 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等に対して交付され、氏名・生年月日・医療保険の被保険者番号・保険者情報等が記載されています。

<問い合わせ先> 東根市健康福祉部福祉課 介護保険係 TEL 0237-42-1111 (内 2169)
